

令和3年第4回定例会 総務経済委員会 委員長報告

おはようございます。ご報告申し上げます。

今期定例会において、総務経済委員会に付託された案件は議案5件であります。

当委員会に付託された議案の審査の結果につきましては、議長に提出したものの写しが、お手元に配付されていると思いますので、あわせてご参照ください。

当委員会は、12月1日に関係部課長の出席を求め、現地での視察調査の上、慎重に審査を行いました。

これより付託表の順序に従い、その審査の経過と結果について申し上げます。

初めに、議案第85号 狭山市行政組織条例の一部を改正する条例については、質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

○土地台帳・家屋台帳閲覧等の年間手数料収入は、との質疑に。

●令和2年度の手数料の収入実績は、土地台帳の閲覧が15万7,200円、公図の写しが21万6,600円、家屋台帳の閲覧が1,800円、合計で37万5,600円であった、との答弁。

○市が取り扱わなくなることで市民への影響は、との質疑に。

●現在、窓口で行っている閲覧等の業務については、その利用者のほとんどが不動産会社、土地家屋調査士などの業務で閲覧をされる方であり、一般市民の方への影響はほとんどないと考えている、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 狭山市市民交流センター及び狭山市駅西口市民広場の指定管理者の指定について、申し上げます。

○地域創生部門と憩いの場部門の業務内容は、との質疑に。

●地域創生部門では、市民広場の中で彩の国マルシェ等のイベントを実施し、憩いの場部門では、喫茶・軽食スペースで軽食やケータリングを提供する、との答弁。

○利用率を踏まえ、指定管理者は採算が取れているのか、との質疑に。

●利用率は60%であり採算は取れていると考える、との答弁。

○市民広場の使用に対する近隣住民の状況は、との質疑に。

●近隣住民に対しては、事前にイベント開催等の案内をしており、理解が得られる努力をしている、との答弁。

○1階フロアは多くの若い世代の利用が見られ、利用できる席に限りがあるので、待機スペースの照明を明るくするなどの工夫を図りたい、との意見。

○コミュニティホールの分割利用に対する考えは、との質疑に。

●今後、コミュニティホールの利用率向上を鑑み、研究していく、との答弁。

○指定管理料の金額は、との質疑に。

●今期の指定管理料の6億5,590万円と比して、5年間で9,194万600円増の7億4,784万8,600円となっている、との答弁。

○年配の施設利用者の目的と若い世代の施設利用者の目的との間で大きな差異が見られるが、どのように考えるか、との質疑に。

●市民交流センターは、生活や文化の拠点のみならず、市民の交流やまちの活性化、にぎわいの創出を目的に設置している。それゆえ、市民活動団体と、交流スペースとして交流広場を使用する若い世代との融合は必要と考えており、これらの交流を重ねてまちのにぎわいを創出できるような施設としたい、との答弁。

○利用者同士の相互理解の推進、市民交流のさらなる促進、交流人口、関係人口の増加を今後も図りたい、との意見がありました。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 狭山市地域新事業創出基盤施設の指定管理者の指定について申し上げます。

○指定管理期間が4年間となった理由と今後の方針は、との質疑に。

●公共施設マネジメント推進委員会等で審議をいただき、4年間となった。今後の方針としては、2

年間程度で入居者の状況と効果を検討し、その結果を公共施設マネジメント推進委員会等で協議し、方向性を決定してその後の手続きを進めていく、との答弁。

○今後は指定管理の期間が5年間となることも考えられるのか、との質疑に。

●更新すべき成果が上がれば、今後5年間とすることも考えたい、との答弁。

○インキュベーションセンターをさらにPRできるような体制を検討すべきと考えるが、見解は、との質疑に。

●産業系団体や狭山市ビジネスサポートセンターなど、関連する団体や施設等にも積極的に情報発信してまいりたい、との答弁。

○インキュベーションセンターの成果について、発表する機会を設けられたい、との意見。

○入居の契約については、契約期間が満了しても再度更新は可能であるか、との質疑に。

●入居の期間については、3年が原則であり、その後更新を希望すれば2年間の延長が可能となる。その後、希望すればさらに2年間の延長が可能となり、最長7年間入居は可能である、との答弁。

○入居者のメリットは、との質疑に。

●第一に、交通の利便性がよい立地にある。また、清潔な建物で使いやすく、かつ、賃料についても比較的安価である。さらに、希望すれば事業所の住所を当該施設にできることで、会社への信頼、信用が得やすい、との答弁。

○入居者に対する支援策として、市内立地の推進や融資など、研究の成果を狭山市で発揮してもらうための総合的な支援の仕組みづくりを検討されたい、との意見。

○入居の審査はどのようなものか、との質疑に。

●指定管理者、首都圏産業活性化協会からの派遣相談員、市の職員が審査員となり、研究内容の新規性、市場性、社会性、実現可能性、研究者の人物や経歴、経験等についてヒアリングを行い、審査員の意見を集約するといった審査を行っている、との答弁。

○企業立地を狭山市で推進していくということを鑑み、より多くの方に入居の機会の提供を図られたい、との意見がありました。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 令和3年度狭山市一般会計補正予算（第7号）、歳入 19款寄附金、20款繰入金、22款諸収入、23款市債、歳出 2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、9款消防費、11款公債費、債務負担行為、及び地方債について申し上げます。

歳入 19款寄附金において、

○一般寄附金が5,100万円減じている理由は、との質疑に。

●用途を指定して頂いた寄附金について、それぞれの用途目的に応じて整理するため、一般寄附金を減額し他の寄附金を増額した、との答弁。

○ふるさと納税について、新型コロナウイルス感染症の影響はあったのか、との質疑に。

●インターネットを利用したオンラインショッピングが盛況であり、ふるさと納税による寄附額は上昇傾向にある、との答弁。

○ふるさと納税の返礼品提供事業者数と品目数は、との質疑に。

●令和3年4月1日の時点で49事業者、124品目となっている、との答弁。

歳出 2款総務費 1項 11目中、

○文化活動促進事業費において、さやま大茶会については、新しい席主を見つける努力をしているか、との質疑に。

●コロナ禍で2年間続けて中止になった経緯もあるので、今後、再開するときには、参加する席主の数が増加するように努力したい、との答弁。

債務負担行為補正、地方債補正については、さしたる質疑なく、

他にさしたる質疑なく、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、何とぞ慎重審議のうえ、当委員会の決定どおり、よろしく願います。